

## 事業計画書

令和 年 月 日

大阪府知事 様

提出者名（企業名又は共同事業体の代表企業名）

所在地

商号又は名称

代表者氏名

事業者向け太陽光発電の共同調達支援事業に係る事業計画書を提出します。

○事業計画の内容（事業の実施体制等）などを次の項目により記入してください。

### 事業概要について

（事業者向け太陽光発電の共同調達支援事業の実施方法、太陽光発電の導入見込み件数など、事業の概要（全体像）について記載すること。）

- 注1：共同事業体で参加の場合は、共同事業体の代表企業名  
注2：記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。  
注3：本様式以外に補足説明のための資料添付は可とする。

## 事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任について

役割	氏名 (所属部署・役職)	予定従事者数	経験・資格・能力等	業務内容
統括責任者				
施工事業者業務責任者				
施工事業者工事監理者				

注1：所属部署・役職については、共同事業体の場合は、法人名も記載すること。

注2：所属部署・役職については、再委託を行う場合は、再委託先の法人名、所属部署等を記載すること。

注3：予定従事者数については、再委託を行う場合は、再委託先の法人名を記載すること。

注4：主体的に事業を行う実施体制以外に、事業をサポートできる体制が整っている場合には、その内容を記載すること。

注5：記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。

注6：本様式以外に実施体制図を作成の上、添付のこと。

注7：本様式以外に補足説明のための資料添付は可とする。

事業実施スケジュールについて

令和5年												令和6年												令和7年		
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				

- 注1：線表等を用いて、事業の開始から、完了までの事業実施スケジュールを具体的に記入すること。
- 注2：仕様書に記載された業務は漏れなく記載すること。
- 注3：記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。
- 注4：本様式以外で作成したもので可とするまた、補足説明のための資料添付は可とする。

導入希望者へ設置する提供方式について

(太陽光発電設備について、提案者が考える種類・性能・価格を示したプランを具体的に記載すること。また、仕様書に記載の内容については、必ず記載すること)

注 1 : 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。

注 2 : 本様式以外に補足説明のための資料添付は可とする。

広告宣伝について

(府が行う広報とは別に、提案者が行う効果的な広告宣伝について、使用する媒体、実施方法、実施頻度等、具体的に記載すること。また、仕様書に記載の支援事業者が行うべき広告については、必ず記載すること)

注 1 : 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。

注 2 : 本様式以外に補足説明のための資料添付は可とする。

ホームページの構築及び運用等について

(ホームページの構築方法や運用方法について、各広告からのカウント方法等具体的に記載すること。)

注1：記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。

注2：本様式以外に補足説明のための資料添付は可とする。

設置事業者の選定について

(太陽光発電設備を安全かつ確実に設置できる設置事業者の選定について、必要となる基準(選定基準)の内容や公募から選定までの一連の流れ等、具体的な選定方法を記載すること。)

注1：記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。

注2：本様式以外に補足説明のための資料添付は可とする。

太陽光発電設備の施工及び検査について

(太陽光発電設備の設置に関する安全性等を担保することができる施工及び検査について、実施方法、実施頻度等、具体的に記載すること。)

注 1 : 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。

注 2 : 本様式以外に補足説明のための資料添付は可とする。

問合せ対応について

(本事業に関する問合せや、苦情へ対応するための専用窓口の設置について、問合せ方法(電話、インターネットメール)、対応時間等、具体的に記載すること。)

注1：記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。

注2：本様式以外に補足説明のための資料添付は可とする。

## リスク管理について

(本事業を実施するに当たって想定されるリスクやその予防策、対応策について、具体的に記載すること。)

(想定されるリスクの例)

- ・ 設置事業者が倒産し、工事続行が困難
- ・ 本事業へ参加をして、太陽光発電システムの導入を希望される方が、導入の意向を辞退する(以下「辞退者」という)ことにより、設置事業者に余剰在庫が生じる。
- ・ 支援事業者は、本事業への参加者数を想定して、設置事業者から得る手数料を算定するが、辞退者が多い場合には、見込んでいた利益を得ることができない等。

注 1 : 記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。

注 2 : 本様式以外に補足説明のための資料添付は可とする。